様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年10月24日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あずうぇるかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 アズウェル株式会社  （ふりがな）たかば　こうすけ  （法人の場合）代表者の氏名 鷹羽　浩介  住所　〒450-0003  愛知県 名古屋市中村区 名駅南１丁目１６番２８号ＥＤＧＥ名駅  法人番号　3180001107237  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 7月 7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ COMPANY ＞ DXへの取り組み  　https://www.as-well.co.jp/dxpolicy  　DX経営方針 | | 記載内容抜粋 | ①　Aswell　DXへの取り組み  ＜経営ビジョン＞  「人々の幸せと心豊かな社会を実現する」ことを理念に、日本の未来、子どもたちが明るく豊かな未来を過ごせるように、ＩＴを通じて今までにない、時代の先端を行く効率的な働き方を推進することで、関わる全ての企業価値を向上させることを目的に活動します。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  業務プロセスの高度化と顧客価値の最大化を目指し、全社員が一丸となってDXを推進し、変化し続ける社会や市場環境においても持続的な成長と新たな価値創出を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会を設定していない為、代表取締役が承認の上公表を行う |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 7月 7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ COMPANY ＞ DXへの取り組み  　https://www.as-well.co.jp/dxpolicy  　DX推進の具体的戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　① アズウェル株式会社のDX戦略  「DX戦略」  戦略１　作業工数の可視化とデータ有効活用  戦略２　事務処理の効率化  「DX戦略の具体的な取組」  戦略１  システム構築により案件情報（売上・工数など）を一元管理し、予実管理や部門別の月次収支を可視化する。さらに、AIによるデータ分析を活用して経営判断の精度を高め、業務の効率化と最適な作業分担を推進することで、顧客満足度および収益性の向上を図る。  戦略２  生成AI等の活用により、議事録や報告資料、各種申請等の自動生成やチェックを行うことで、業務における資料作成時間や間接時間の削減を行う。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会を設定していない為、代表取締役が承認の上公表を行う |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　「DX推進チームと効率化推進室の設置」  DX推進チームを主体に、経営側との連携も取りながら全体への展開を進める。  また、効率化推進室が現場の実務レベルでの課題を取りまとめ、横断的な改善案の検討も進めます。  「人材育成」  外部機関より、DX推進チームメンバに対して推進のためのコンサルティング力、実務実行力を強化します。  また社員へのAI研修などを通じて、全社でDX推進の土台を醸成します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進に向けて案件（売上）、工数を一元管理できる社内システムの構築を実施。そのシステム運用にあわせて、クラウドサービスの積極的活用、社内サーバの容量拡張を行い、安定した稼働と将来の事業拡大にも対応できる基盤を整えます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年 7月 7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ COMPANY ＞ DXへの取り組み  　https://www.as-well.co.jp/dxpolicy  　DX推進目標達成指標 | | 記載内容抜粋 | ①　2026年9月目標達成指数  ・経常利益率を5.0％向上（前年比）  ・DX推進エキスパート人材新規育成を3名  ・AI活用人材を25名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月 7日 | | 発信方法 | ①　メッセージ  　当社ホームページ トップ ＞ COMPANY ＞メッセージ  　https://www.as-well.co.jp/message  　メッセージ | | 発信内容 | ①　当社ホームページにて当社 代表取締役社長がDX戦略について、以下の内容で発信。  アズウェル株式会社は、おかげさまで１４期目を迎えることができます。お客様、社員、関わっていただけた方々がいてこそです。  １５期目、２０期目、３０期目と今後の先に向けて、アズウェル株式会社は以下のことをmottoに邁進をし続けていきます。  日本で活躍をし続けている各自治体様、中小企業を中心とした各企業様のＩＴ化・ＤＸの内製化を支援し、「人々の幸せと心豊かな社会を実現する」ことを理念に  我々は「100億円企業を6000社、日本に創出する」ことを想いに邁進をしております。  これらの企業を創出することで日本の中小企業全体の底上げと、GDPを向上させることに繋がり世界の中心で活躍できる企業と未来ある日本を作っていければと考えております。  日本の未来、自身や社員の子ども、子孫が明るく豊かな未来を過ごせるように、ＩＴを通じて今までにない、時代の先端を行く効率的な働き方を推進することで、関わる全ての企業価値を向上させ、グローバル化を推進し海外でのビジネスチャンスも勝ち取り、国力を上げ、世界に誇れる強き日本を創造していくことを誓います。  R7.7.7  アズウェル株式会社  代表取締役　鷹羽浩介  Takaba Kosuke |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。